

『浜鴻録』



明治政府は、各府県に郡誌・村誌を作らせて政府に提出させる方式で、明治5年に全国的な地誌づくり（「皇国地誌編纂事業」）をスタートさせました。しかし、当初企図した全国の地誌は完成を見ずに終わりました。

この皇国地誌編纂事業の一環として、明治19年に磯浜村においても地理調査が行われました。その中心となって調査を進めたのが、当時の磯浜村戸長だった古渡理平です。古渡理平がこの調査結果をとりまとめたのが「浜鴻録」であり、いわば「磯浜村誌」とも言うべきものです。

本稿は、大洗町中央公民館図書室にある「浜鴻録」（コピー本）を元に作成しました。原文は縦書きですが、横書きにしました。

原文はかなり崩した字体ですので、判読できなかつた部分が随所にあります。文中にある「□」は原文を判読できていないことを意味しています。（殊に、「大洗神社境内」のうち磯浜村からの請願書の部分にはそれが多いため、収載を躊躇いましたが、敢えて載せておきました。なお、「序文」については、判読できない部分が多いため、現段階では収載しておりません。）

なお、文中の語句にアンダーラインを付したものについては、別紙の「浜鴻録の解説」において、詳しくご説明してありますので、併せてご覧下さい。

（左の写真は、大洗町中央公民館図書室にある「浜鴻録」コピー本の表紙を写したものの一部です。）

<序文>

(判読できていないため載せることができていません。)

<緒言>

干峯 明治十九年八月五日内務省地理局出張員七等属河井庫太郎氏、同局詰飯田滝三郎氏、水戸上市泉町旅舎鈴木強・□□方ヨリ本県人雇三田寺達氏同行。地理課目三十有八種ヲ以取調ノ義 本邨戸長役場ニ来リテ被申出タリ。

曩日、本県ヨリハ当用ニ障害ヲ及ボサザル限り、勉励承調可申被達候處、御用多ニシテ 殊ニ其種類多数、容易ニ着手ナラズシテ、遷延ニ及ブ。

一日、三田寺達氏来リテ、予ニ謂イテ曰ク、御依頼申シ置キシ取調、更ニ何方モ出来タル処ナキヲ見レバ、該数多ク且ツ手安キモノ無キ故ナラン。

而シテ打捨ヲクベキモノニアラネバ、居催促ニ出来タリト（此人茨城県庁奉職ノ時ヨリ平素懇意ナルヲ以戯ル）。

是非調整為シ呉ヨ、手短ニ之ヲ申セバ、取調雛型ヲ造ルモノナリ。該雛型出来タル以上ハ、此近傍大同小異ナラン。一本ヲ出セル。十乃至二十ニモ及ビナン。

是以 真多忙推察セヌニハ非サレ共、不得止事。滞在スルヲ以着手シ呉ヨト、真情ノアルアリテ 難黙止。

役場事務時間後連日取調、彌草稿出来タルハ 廿年二月下旬ナリ。然ル所 右局員ハ十九年十二月三十日水戸市大火アリテ 旅舎類焼セリ。依テ同市奈良屋町橋本□□郎方へ引移リ、事務所ヲ設ク。予茲ニ出張シ日、如□□草シタレ共、御下付罫紙ニ書入難キ数字アルアリ又字数少キアリ、適宜記入スベシヤヲ問。係員殊ノ外悦ビ 則チ之レ原書ナリ 篤ト拝見ノ上、此方ニテ記入スルコトアルニ依リ 然ラバ此草稿ハ返シ呉ヨト依頼シ 且ツ 諾セリ。

其后其草稿ヲ携帯シ 各村□□ヲ巡回セルアリテ 既ニ鹿島郡某村全勤ノ者 予ニ語レル事アリ。漸次□□成功セシト思料スル処 該草稿ヲ係員ハ携ヘテ 遂ニ東京本局ニ帰庁セリト。

当村取調上ニ付 此草稿必要□ノ感アルヲ以 返戻之事ヲ内務省地理局ニ向テ請求シタリキ □料コレナシ。原書ナリ返戻スル能ハズ。

然レドモ入用ナレバ 筆耕料ヲ出スベシ、謄写至スベシト、前約ニ反シ意外ノ□□故
其儘ニ打過タレ共 遺憾ナキニアラズ。

最初取調ノ端書□乱セシヲ 彼方此方ヨリ取集メ 且ツ 記憶スル処略書セリト思
想アリ。故ニ一冊子トナシテ後日ノ参考トナス

附書中 斛数及金高記載スルモノ其他ノ事項 明治十九年一月ヨリ全年十二月迄合計ト
観察シ給フベシ

註：「皇国地誌」編纂については別紙の「解説1」を、「戸長役場」については「解説5」を
ご参照ください。

註：この「浜鴻録」の編纂者・古渡理平については、この浜鴻録の末尾の履歴と、別紙「解
説2 古渡理平について」をご参照ください。

註：「水戸市大火」については、別紙「解説3 水戸の大火について」をご参照ください。

註：「斛」は「こく」と読み、容量の単位で、斗の10倍＝1石に当たります。

<本 文>

常陸国東茨城郡磯浜村 沿革

名称 往昔斉衡三年本村鎮守大洗神社創立ハ、鹿島郡ト云（村名宮田ナラン）
延宝年間ニハ茨城郡宮田村トアリ。
何レノ時ナルヤ 又鹿島郡磯浜村トナリ、明治8年郡区改正ノ際 東茨城郡トナレ
リ。

所属 郡、郷、荘、領、組、大、小区、郡区、戸長役場
古老ノ曰、常陸国鹿島郡白鳥荘徳宿郷宮田村ト。古来ノ大村ニシテ、組合ト云嘗テナ
シ。独立ナレドモ、御維新前 旧水戸領ノ節、驛場人足トシテ 東茨城郡長岡駅ニ相
当ノ人夫ヲ寄せセラルルアリ。
御維新後ハ 鹿島郡ナルヲ以 新治県所轄トナル。
明治五年第三大区小十区トナリ、後ニ区改正アリ、第一大区十三小区トナリ、
明治八年五月十日新治県廃止トナリ、茨城県ニ合シタリ。戸長役場ハ依然トシテ換ル
事ナシ。

分合 新治県廃止トナリ茨城県ニ合シ、以降東茨城郡役所ノ配下トシテ、鹿島郡ヲ更メ
東茨城郡トナル。

大小区名ヲ用ヘズ。

管轄 新治県廃止以降茨城県ニ合併シ、同県ノ管轄タリ。

註：「沿革」については、別紙「解説4 磯浜村の沿革についての補足」をご参照ください。

常陸国東茨城郡磯浜村 人物

姓名 ○

産地 ○

生年 ○

(註：○は「記載なし」或いは「該当なし」を意味しています。以下同じです。)

事蹟

古伝ニ曰、本村字惣根ト云所ニ、常陸長者ト云テ豪家アリ。姓ヲ大山、名ヲ民部ト云。一家設立ノ寺院アリ。之ヲ大山（タイセン）寺ト云。鎮守大洗神社ヘ奉仕シ、祭典ノ日ハ長棒籠駕六柱肩ニテ出頭シタリト。爾後ノ経歴観モノナシ。

古伝ニ曰、本村字宮田ト云所ニ常陸長者ト云テ豪家アリ。姓ヲ宮田、名ヲ将監ト云。大山民部同代ノ様語り伝フ、是又爾後ノ経歴知ルモノナシ。

今ニ存スルハ、里俗将監様ト云テ、圃中ニー小森アリ。古松ノ大ナル三本 椿ノ大ナル壺本 中ナル壺本 小壺本 大榎壺本アルアリテ 之ノ中空ニ祠ノ如キアリ。是ハ何人カ目下設ケタルモノニシテ 水入リテ 古物アラズ。茲ニ祠ノ如キヲ設ケル人 其由縁ヲシルアラズ。聴マホシト 探索スレドモ不分明。案スルニ 圃中ノ一小森ナレバ 周囲ノ耕作スル圃主ノ設ケタルヤト考フ 里俗将監塚ト云伝フルニ原因シテ 所神霊ヲ祭ニハアラザルヤト、只管思料スルノミ。

註：「将監様」については、別紙「解説6 人物」をご参照ください。

戸長役場

所 在 常陸国東茨城郡磯浜村字桂町

所轄町村 常陸国東茨城郡磯浜村一円

郵便局

所 在 ○

等 級 ○

設置年月 ○

註：「郵便局」については、別紙「解説7 郵便局」をご参照ください。

学 校

所 在 常陸国東茨城郡磯浜村字桂町 大洗南小学校

地 坪 四百十九坪

建 坪 百七拾八坪

種 類 小学校高等中等初等

生 徒 男 貳百□□名

女 百六十八名

教 員 八名

学 校

所 在 常陸国東茨城郡磯浜村字祝町 大洗北小学校

地 坪 借地 百七拾坪

建 坪 借家 四拾坪五分

(註：「0五分」と読めますが、面積の単位に「分」はありません。「勺」かもしれません。)

種 類 小学校中等初等

生 徒 男 四十三名

女 三十七名

教 員 2名

註：「学校」については、別紙「解説8 小学校」をご参照ください。

位置区域

位 置 東 太平洋

西 東茨城郡大貫村ヲ経涸沼川

南 太平洋

北 那珂川ヲ経テ那珂郡湊村ニ達ス

幅 員 東西 (東字大洗下長磯ヨリ 西字カアバ迄) 直径貳拾貳町拾間

南北 (南字旭 町二丁目ヨリ 北字地藏谷迄) 直径貳拾貳町三拾間

周 回 貳里三拾壹町六歩六寸

面積 反別四百六拾四町六反四畝三步壹合三勺
地味

色 黒

質 中等下

適種 大麦 小麦 大根 菜種

地勢 山脈 ○

水脈 ○

東部 東太平洋

西部 東茨城郡大貫村ヲ経涸沼川ニ至ル

南部 東太平洋

北部 地形高ク耕作場

全地形勢 方向ヲ南部ニ採リ海面ニ近接ス

方言

(「方言」の項目中には、今日では差別用語として使用されない言葉が載っていますが、歴史的な文書であることに鑑み、原文のままとしております。)

天時	ギラ風	日光燦爛トシテ 風ナク静ナルヲ云
	カダチ	雷鳴シテ雨ノ降ヲ云
	ホシクソ	流星ヲ云
	ユウベ	昨日ノ夕陽ヲ云
	アシタ	明日ヲ云
	アサツテ	明後日ヲ云
	ヤノアサツテ	本日ヨリ四日目ヲ云
	キノー	昨日ヲ云
	ヲトトヘ	一昨日ヲ云
	イナサ	巽風ヲ云
	コチ	東風ヲ云
	マカタ	北風ヲ云
	ナラヘ	乾風ヲ云
	ハマソイ	坤風ヲ云
	オキゲ	良風ヲ云

註：全国的に見てもユニークな茨城県・磯浜の方言については、「解説9 方言」をご参照ください

註：「イナサ」など風位に関する方言については、別紙「解説10 風の名前について」
をご参照ください。

地理	ノラ	耕地ヲ云
	ダイ	地形ノ高キ所ヲ云
	ヤツ	谷ヲ云
	ソッペ	岨ヲ云
	ナマ	海波ヲ云
	ナグロ	同上
	ナザ	五、六丁以内ノ海ヲ云波浅ノ謂カ
	ナンシャ	渚ヲ云

家居	ウライタ	天井ヲ云
	コバブキ	コケラフキヲ云
	クネ	垣ヲ云
	カンジョ	厠ヲ云
	セッチン	同上
	コウカ	同上
	ノシダテ	壁ヲカヘル板張ヲ云
	ホダイ	本家ヲ云
	ヲマイ	同上

人倫	ヂンサマ	祖父ヲ云
	バンサマ	祖母ヲ云
	ヲッチャン	父ヲ云
	ヲッカ	母ヲ云
	ヲンチャン	伯父ヲ云
	ヲカタ	妻ヲ云
	トウライ	後妻ヲ云
	イレシウ	入夫ヲ云
	ヨテコ	末子ヲ云
	ゴケ	未亡人ヲ云
	ガキ	小児ヲ云
	ヂッチサン	祖父ヲ云 翁ノ故カ

人品	メッピイ	片目ヲ云
----	------	------

ダンナ	目上ノ人
ヂカタモチ	俄ニ立腹スル人ヲ云
ヤレンボ	彼之ノ別ナク強テ食スヲ云
ナリンボ	天刑病ヲ云
ネンネ	小児ヲ云
ヂョウロ	妓女ヲ云
ラクダ	料理□ニ□□□□□□ヲ云

身体

エトマメ	女陰ヲ云
□テキチ	男根ヲ云
ヲヘト	肛門ヲ云
アシコ	足跡ヲ云
マラ	陰茎ヲ云
ヘノコ	同上
ボボ	陰門ヲ云
ベベ	同上
チンポ	小児ノ男根ヲ云
アバタ	痘痕ヲ云
アゴ	腮ヲ云
ハチベ	婦女ノ月経ヲ云
アタマ	頭ヲ云
ベロ	舌ヲ云
シシ	小児ノ小便ヲ云

漁夫ノ里謡ニ、「シテモサセテモ孕マヌ奴ハ マラノ泥棒ダ フンジバレ」
 説 「泥棒」ハ窃盗ニシテ、「フンジバレ」ハ縛セヨトイフニアリ

物品

シヤクゴ	尺度ヲ云
ヒトク	火入ヲ云
サイバン	マナイタヲ云
ヲハシ	錢ヲ云
ゼゼ	同上
ネヅミイラズ	締リヨキ小戸棚ヲ云
ボテイ	担籠ヲ云
ニナイ	提桶ヲ云
<u>ウラマワシ</u>	<u>播子木ヲ云</u>

ヤンシイ 小児ニ船ヲ□□ルヲ云
アカンベイ 同上良衣ヲ云

衣服 チャンチャン 袖ナキ襦袢ヲ云
ツクダ □□□ヲ云
ボッタ 漁撈人冲着ヲ云
トウロク 肩袍ヲ云
ドテラ 多ク綿ノ入りタル長着ヲ云
ヌノコ 同上
ツンツルテン 短キ衣服ヲ云

信濃国番場郷俳諧者一茶ノ句アリ 「頼モシヤ ツンツルテンノ 初裕」

飲食 フママ 飯ヲ云
ヲツケ 汁ヲ云
イトコジル ミソシルニ東瓜小豆ヲ入タルヲ云
ギョデン 魚又ハ豆腐ニミソヲ付焼タルヲ云
シンヤキ 卵茄子ニ油ヲ付焼タルヲ云
ツクタニ 鹹ク煮タル魚貝ヲ云
ヤナカハ 牛蒡センニ鱈ヲノセ卵ヲカケ煮ル
クチトリ アンツメノ菓子ヲ云
ヌタ 生魚ヲ酢味噌テ混ゼシモノ
ミソナマス 水ニミソヲ入ル 生魚ヲ混ズ
カゼミソ 海栗ヲ ミソヲ混ジ 焼シモノ云

動物 チンコロ 狗ノ子ヲ云
キリギリス 成蚕ヲ云
マイボロツボロ 蝸牛ヲ云
ヤマカチ 赤蛇ヲ云
ナメクヂ 蛞蝓ヲ云
コダマ 蛤ノ子ヲ云
ハマコマ 砂蟹ヲ云
ニタリガイ 汐居貝ヲ云 色黒ク 毛線アリ 中赤シ

植物 ナベコワシ 昼顔ヲ云
サルスベリ 百日紅ヲ云

サトウマメ	鞆豌豆ヲ云
サンガツマメ	同上
ユキワリマメ	蚕豆ヲ云
ヤケパタマメ	同上
ヲタフクマメ	同上
ブドウマメ	豌豆ヲ云
ゴケマメ	同上
ヤケドマメ	同上
バカイモ	馬鈴薯ヲ云

人事

イケズキ	好色ヲ云
ホレタ	恋慕又ハ好物ヲ云
ドヂ	愚鈍ヲ云
シャラクサイ	過言スルヲ云
コッペイ	狡猾ヲ云
ナマイキ	物事達セシ如キヲ云
ホレタセウコ	艶文ノ長キヲ云

北総宮内釣客氏ノ詩ニ

房総漁師不知字 醉高取得充孤揚 競論艶紙情深□ 比□□郎裁寸長

言語

キラク	物ニ執着セヌヲ云
ドノワケ	何ノ訳ト云
ウッチャル	捨ルヲ云
ダメ	用ヲセヌト云ココロ 囲碁ヨリ出ルカ
ドウデモ	何レノ□ニテモト云
マジク	悪口スル事ヲ云
モク	藻屑ヲ云
ヤケガオキル	心ニ悶苦シムヲ云
ソコ	彼處ト云

古今和歌集旋頭歌ニ

打渡スヲチ方人ニ物申ス ワレソレソコニ 白クサケルハ何ノ花ソモ

ウラライフ 彼方ヨリイハントスル事ヲ此方ヨリ云

古今和歌集第十四恋歌ノ四ニ

斯コヒシモノトハ我モ思ニキ 心ノウラゾマサシケル

註：上記2首の歌については、別紙「解説11 古今和歌集の歌」をご参照ください。

漁夫蟹婦ノ里謡

磯の浜里ノ詞ノ末ニヤ ワシ ネシ ダシ ガイ ガラ ダンベ

註：「蟹婦」は「タンフ」と読み、海女を表しているのではないかと思います。

磯浜□枝詞十□ニ

吹出シテ雲ノ峯ツク風烈シ ナマノ立ミ乃時化ト成ラン

説 「ナマ」ハ浪ニシテ、「立ミ」ハ巽 激浪トナル多シ

ワキ難キ漁ルヲノコ語リアフ 海ノ所ヲ認ムル山ノ名

説 海上ノ目所トスルハ山ニシテ、何方ナリトモ宮近ノ山ヲ以テス

ヲホヘナル 鯉ヲサシテ鍵持ノ ドタベイナリト仇名シテ鳧

説 大鯉ハ鍵ヲ朶へ（とらえ）□□□テ始末スレハナリ ドタベイト云コト判然
セズト雖モ 溺死ヲ土座衛門ト云フトアリ □□ノ言ヨリ出ルモノカ

戻ルトキ 楽ヲ思ヘハ 朝ナリ乃アル方サシテ出テイクダハシ

説 朝ナリト云ハ 海ノナリニテ即チ風ナリ 其風ノ出ントスル方ニ向テ出ル
モノハ 戻リヲオモヘハナリ イクダワシト云事ハ 行ハ歩 タワシハ捨
詞ナリ

暴風ニ板子一枚地獄ノ下 エンマ（閻魔）ノ法ニヒソム海船

説 板ヲサシテ板子ト云 エンマノ法ハ紅閻ナリ

鯉船笑声ハ高く ギラ風ニヲモヘハ テキヨハシカカル魚

説 艦拍子ノ声勇マシク ギラ風ハ穩海 テキヨハシカカル魚ハ群集ノ魚・出
来魚 眞実ノ餌ナクトモ角ツリト云テ得ルトキノ事ナリ

註：「テキヨワシ」とは群集魚・出来魚のこととありますが、「ヨワシ」なので
本来は鯉・鯛のことなのかもしれません。ここでは鯉のことを指している
ようです。また、「角ツリ」は、ここでは動物の角で作った疑似餌の一種の

ことで、昔は鯉のような群集魚の釣りに使われたようです。

公ノ法ヨリ尊シ漁船 理モ非モアラス 強キモノ勝

説 公法ノ制度ヨリモ 其職ニ強キ者ニ従フ習性アリテ 進退自由ナリ

親モ子モ妻モ ヲノレノ成ス業ノ 高キ低キニ依リテ従フ

説 海上ノミニアラズシテ 其自家ニアリテモ 父子ノ差別ヨリモ 職業ノ巧拙ヲ論ジテ歇マズ

断リヤ多□愚仏ノ道理コソ 本家ヲサシテ菩提トハイフ

説 海面漁獲ノ話ヨリ外ニ一物モナシ 実ニ愚ヲ佛ル 依リテ我本家ヲ菩提ナリトスルヤ

註：「佛ル」は「弼ル」の借用字かと思います。「弼（たすけ）ル」は助ける、力になるという意味の語です。

飲食ノ中睦敷友トチヲ 従弟トイツカイヒ初ニケン

説 親戚縁者ニアラズシテ 平素懇意ヲ結ビ 睦敷朋友ヲサシテ 従弟ト呼フ

漁 場 東茨城郡磯浜村

所 在 茨城県下東茨城 鹿島 那珂 久慈 多賀ノ五郡 水戸領ト云

主 産 鱈 鯉 雑魚

盛 時 三月花見鱈 五月入梅鱈 六月鯉 十月雑魚 十一月御講鱈

用 具 網 釣

船 数 五百式拾壹艘

漁 夫 式千八拾四人 但シ臨時雇ヲ除 無数ナレハナリ

一ヶ年漁額 金五萬五千七百六拾六円 3 拾 3 銭六厘

海 状 二月八月ヲ以時化トス 暴風怒涛起リ動スレハ危難ニ遇フ者勘カラズ 最モ注意スル所ナリ

雑 項 漁業ノ隆ナル前項ノ如キナレドモ 兩三年乱レテ目的ヲ失ス 意外ノ不漁ナリ 従来漁額金拾萬円ヲ平常トス

註：「御講鱈」については、別紙「解説12 御講鱈について」をご参照ください。

なお、大洗町の漁業については、この「大洗町アーカイブス」のトップページにある「漁業」をクリックして「大洗町の漁業」をご参照ください。

物 産

	生産高		輸出地方	
米	全	四百九十一石二斗一升七合	全	○
糯米	全	百弍石五斗	全	○
大豆	全	弍百拾石	全	○
大麦	全	七百六拾石一斗一升七合五勺	全	○
小麦	全	五十弍石五斗	全	○
裸麦	全	六拾八石四斗	全	○
粟	全	弍拾壹石	全	○
稗	全	弍石	全	○
黍	全	○	全	○
蕎麦	全	○	全	○
蜀黍	全	○	全	○
玉蜀黍	全	○	全	○
馬鈴薯	全	○		
甘藷	全	○		
実綿	全	○		
麻	全	○		
生糸	全	○		
繭	全	○		
替蚕印紙	全	○		
藍葉	全	○		
製茶	全	○		
甘蔗	全	四千五百貫		
楮皮	全	○		
銘酒	全	○	全	○
塩魚	全	弍千九百三拾五駄 壹駄三十六メ目	全	東京兩野本県下
鰯粕	全	弍万七千百七拾俵 壹俵凡十メ目	全	全
鰹生節	全	一万弍千五百四十一駄 壹駄三十六メ目	全	全
魚油	全	一千四拾五樽 壹樽四斗入	全	全
葉煙草	全	○	全	○
菜種	全	三十一石	全	○
藺	全	○	全	○
乾魚	全	三千五百駄 壹駄三十六メ目	全	東京兩野本県下トス
鰹節	全	千百拾弍駄 全	全	東京
干し鰯	全	○	全	○

製塩	全	○	全	○
清酒	全	千百拾六石七斗一升六合	全	○
濁酒	全	拾壺石九升六合	全	○
焼酎	全	三拾貳石貳斗六升	全	○
白酒	全	○	全	○
味醂	全	○	全	○

暗礁 及 暗洲

所 在 暗礁 茨城県東茨城郡磯浜村字大洗下 沖ノ曝シト云
 形 状 満潮水冠ル下七、八尺 乾潮三、四尺 周回廿六間（那珂湊川口ヲ距ル凡十町
 良ノ方位ニ当リ 海岸ヲ距ル三丁予）
 深 貳拾五尺
 目 標 ○

所 在 全上 波打際距ル凡十町 ヲサクヤ メサクヤノ二個アリ
 形 状 ヲサクヤハ周回三十間 メサクヤハ周回廿間余ニシテ 想像ニ依レバ 突然タ
 ルモノニハアラズシテ 海岸ノ？石ヨリ連続スルモノト思料スル
 平常水ヲ冠ル下 ヲサクヤハ六尺 メサクヤハ八、九尺 那珂湊川口ヨリハ
 坤ノ方位ニ当リ凡廿町
 深 四十尺
 目 標 ○

説

「ヲサクヤ」「メサクヤ」ハ暗礁ナレ共 北風暴浪ヲ防禦ス事著名ニシテ 適回漕船
 此沖ニ碇泊シテ暴浪ヲ避ル能ハザル場 茲ヲ通レ 磯浜人家前海ニ来レハ其怒涛ヲ
 免ル 平波ヲ俟テ目的ノ箇所ニ達ス 暗礁ニシテ却テ有効ナリトス
 然ラハ此暗礁ノ為ニ 危難ニカカル者ナキヤト云ニ 決シテ無之 平常此暗礁ノ上
 ニ浪立アリテ無関係ノ者スラ之ヲシル 況ヤ其職タル人ヲヤ
 本村ノ僥倖ナリ 一歳ノ中大暑ノ候ニ当リテ ヲサクヤ乾潮ニ顕出ス
 其名称ハ古ク唱フナレドモ 書ヲ見ズ 予之ニ文字ヲ付ス 男柵哉・女柵哉ナリト

道 路

等 級 県道三等
 長 三拾貳町貳拾間

幅 平均三間三尺
並 木 四拾町七反三畝廿八歩
形 状 東海ノ漁魚運輸ノ便ニシテ 漁獲ノ多少ニ依リ人馬全カラズ
雜 項 鹿島郡銚田村ヨリ 本村ヲ經 那珂川渡津 那珂郡ナル湊村ニ達ス

民 業

農 業 ○
商 業 百五戸
農商兼業 七百九拾貳戸
工 業 百五拾貳戸
医 業 七戸
農漁兼業 貳百拾五戸
理髮業 廿八戸
回漕業 貳戸
割烹業 拾壹戸
漁 業 八百貳戸
雜 項 本村ハ漁業専務ノ地方ニシテ 多漁ナルトキハ竈数ヲ増ス 不漁ニ際セバ
竈数ヲ減ズ 今不漁ニシテ大ニ減少セリ 該竈数ノ増減ハ予定シ難シ雖モ
四百戸ナラン

会 社

所 在 ○
營 業 ○
所 在 ○
營 業 ○

橋 梁

所 在 東茨城郡磯浜村全郡平戸村境界潤沼橋
長 八拾三間三尺
幅 貳間三尺
構 造 板橋
架設年月 明治十三年六月
雜 項 磯浜村平戸村境界故ニ兩村ノ負担ニシテ 設立經費計貳千四百廿四円廿六錢

七厘 償却ノ為県庁ニ出願シテ 年期橋銭ヲ隔番ニ徴収ス

水 道

発 源 ○
創開年月 ○
延 長 ○
雑 項 ○

古 墳

所 在 茨城県常陸国東茨城郡磯浜村字日下ヶ塚
坪 数 壱町三反三畝拾歩
形 状 東方畑地ニシテ 西南・北ハ荒蕪ノ地ナリ
雑 項 古書ハ勿論古伝ナクシテ 更ニ據ル處ナシ 然レトモ由緒アルモノナラン
是ノ土ニ化シタルモノ 或ハマカタマ掘出ス事アリ

所 在 同上字呼ハリ塚
坪 数 八畝拾五歩
形 状 潤沼川ニ臨ミ東方ハ畑地ナリ 高サハ水面ヨリ壱丈
雑 項 古老曰ク 陸川ニカカル處ニシテ 漁船ノ人夫ヲ喚シ所ナリト 或ハ云 回
漕碇泊船潤沼川ニアルモノヲ 抱女ノ呼シ所トモ云リ

所 在 同上字行人塚
坪 数 弐畝拾壱歩
形 状 四面畑地ノ中ニアリ 古松七、八本現存ス
雑 項 行者此塚ニ棲メリト云ノミ 其理由詳ナラス

註：「日下ヶ塚」「呼ばり塚」および「行人塚」については、別紙「解説13 古墳」をご参照ください。

堤 塘

長 ○
高 ○

幅 〇
雑 項 〇

崎 角

所 在 東茨城郡磯浜村字大洗岬
形 状 巽ノ方ニ突出シテ 東北ノ暴風ノ為悪浪ヲ防禦ス
雑 項 本村人家稠密ノ海岸 大洗岬ノ為ニ波缺サシ

河 渠

発 源 茨城県西茨城郡山谷ヨリシテ 同郡ニ涸沼ノ弁天ト云アリテ 以名クル
ヤ 涸沼川ト云
流 状 緩ナリ
広 平均五十五間
所 属 長 三拾町貳拾間
水 質 中等
深 平均四尺
灌 溉 〇
運 輸 米雜穀 薪炭 材木 其他各種
物 産 鯊 マルタ 鰻 カト 鯉 鰯 蜆多シ
雑 項 本県涸沼川 広浦末流ニシテ 本村ノ境界ヲ繞リテ 那珂川ニ合流シ海ニ入
ル

註：「涸沼川」については、別紙「解説15 涸沼川」をご参照ください。

涸 沼

所 在 〇
径 (縦横) 〇
面 積 〇
物 産 〇
水 利 〇
雑 項 〇

古 跡

所 在 茨城県常陸国東茨城郡磯浜村字子日原碑
現 状 東大洋ニ臨ミ浜船回漕船及漁船数多ノ往還ヲ目下ニ見テ 風致最モ爽快ナリ
雑 項 子ノ日ノ原ノ碑ハ 当国ノ名産黒磁石ニシテ 旧水戸領主九代目贈大納言源
齊昭卿ノ建設スル所ニシテ 自筆ノ和歌ヲ彫刻ス 方面六尺許 其歌

萬代遠 満都斗契テ 婦婦古曾ハ
子日能半良耳 引連幾爾化理

所 在 同上字磐船山夕照ノ碑
現 状 那珂川ノ深淵ニ臨ミ 樹木繁茂ノ中ニアリ 方面五尺余
雑 項 水戸領主贈大納言源齊昭卿（烈公）在世中 水戸八景ノ設ケアリ
磐船夕照ハ其一ナリ 自筆ナリトス書体隸書

因テ曰 水戸八景ト称呼スルハ

廣浦秋月 磐船夕照 水門帰帆
青柳夜雨 村松晴嵐 山寺晚鐘
太田落雁 仙湖暮雪

註：「子日原碑」と「磐船山夕照ノ碑」については、別紙「解説16 古跡」をご参照ください。

字 地

旭町 旧字 明神町壱丁目表通
段別 四町八反六畝廿二歩一合
筆数 貳百九十二

緑町 旧字 明神町一丁目貳丁目
段別 八町九反九畝十七歩貳合五勺
筆数 貳百七十三

桂町 旧字 二丁目 仲町 金沢町
段別 九町四反九畝廿三歩九合
筆数 四百七

砂町 旧字 通町 永町 髭釜町
段別 三町三反五畝十八歩
筆数 百貳拾八

寿町 旧字 永町 髭釜町
段別 六町五反三畝十八歩九合五勺
筆数 貳百七

?町 旧字 原新田
反別 拾貳町九反八畝廿九歩九合
筆数 百

註：?は「ふたば」という旧字です。「女」扁に、旁は「而」の下に「大」です。

祝町 旧字 祝町
段別 五町三反三畝廿三歩貳合
筆数 八十六

新町 反別 六反九畝廿六歩
筆数 廿

道祖神脇 反別 九反八畝拾歩五合
筆数 十四

松臺（台）堂 反別 四町壹畝廿八歩
筆数 百十三

行人塚 反別 七反八畝五歩
筆数 五十三

鍛冶屋敷 反別 壹町貳反五畝歩
筆数 五十一

中畑 反別 壹町七反七畝廿歩
筆数 五十五

中畑中	反別	五畝三歩
	筆数	壹
堂林	反別	四町六反貳畝廿八歩
	筆数	九十四
田辺	反別	五町七反五畝十貳歩
	筆数	八十一
五柳	反別	三町四反三畝五歩五合
	筆数	八十三
関畑	反別	貳町三反八畝七歩
	筆数	四十八
塚本	反別	壹町六反七畝拾歩
	筆数	五十一
荒谷向	反別	八反五畝廿四歩
	筆数	廿八
折内	反別	貳町四反一畝拾壹歩
	筆数	五十四
石荒	反別	三町八反三畝廿三歩
	筆数	八十四
ダンブ	反別	三町一反三畝貳歩五合
	筆数	五十八
北ダンブ	反別	五畝拾四歩
	筆数	三
茅場	反別	五町五反四歩七勺
	筆数	貳百五十

八反田 反別 貳町八反三畝十七步九合四勺
筆数 六十七

芳際脇 反別 五畝九步
筆数 二

芳際 反別 壹町貳反五畝九步壹合六勺
筆数 四十六

腰卷 反別 八反拾壹步五合
筆数 三十

花立 反別 壹町四反十一歩貳合四勺
筆数 六十

磯口 反別 貳町三反壹畝九步
筆数 八十四

永井戸尻 反別 七反四畝廿歩四合
筆数 四十三

永井戸 反別 貳畝九步
筆数 二

天神下 反別 三反七畝廿九歩一勺
筆数 十三

金沢ボツ込 反別 壹反五畝十九歩七合
筆数 十三

天堂 反別 壹町四反七畝十七歩八合八勺
筆数 五十三

入船 反別 壹反三歩四合四勺
筆数 四

五本松下 反別 三反三畝六合六勺
筆数 十二

関根下 反別 貳畝八歩五合
筆数 二

池田 反別 七反廿五歩八合六勺
筆数 六十五

サイカチド 反別 壹町八反七畝十六歩六合
筆数 九十三

関根 反別 貳反四畝十九歩八合
筆数 十四

東明寺 反別 七反一畝十五歩六合六勺
筆数 四十三

金沢ボック 反別 四畝歩三合
筆数 二

椿山 反別 七反貳畝廿六歩七合
筆数 四十四

磯鼻 反別 貳町三反六畝十四歩五合
筆数 三十

権現臺 反別 壹反三畝八歩五合
筆数 五

坊主畑 反別 壹畝廿壹歩
筆数 二

日下塚 反別 壹町五反四畝廿壹歩
筆数 九

諏訪下	反別	貳反四畝廿八歩
	筆数	三
諏訪	反別	貳町七反五畝廿壹歩
	筆数	九
諏訪脇	反別	壹町三反壹畝廿歩五合
	筆数	十八
五本松下	反別	貳町八反九畝廿七歩
	筆数	十
本堂	反別	三町六反六畝八歩八合六勺
	筆数	百廿八
本堂下	反別	壹町一反五畝四歩五合四勺
	筆数	六十五
馬洗場	反別	五反壹歩七合貳勺
	筆数	四
七反田	反別	八反六畝廿七歩壹合八勺
	筆数	五十三
永ボック	反別	五畝七歩九合
	筆数	七
七反田尻	反別	貳畝廿七歩
	筆数	一
七反田下	反別	壹町六反四畝六歩
	筆数	廿四
川端馬洗場	反別	六反八畝廿四歩
	筆数	二

コノマリ尻 反別 六反二畝十一歩一合八勺
筆数 二十九

コノマリ 反別 三反三畝十四歩八合七勺
筆数 三十四

六反田 反別 九反三畝八歩三勺
筆数 六十七

六反田尻 反別 三畝六歩^老合四勺
筆数 二

六反田上 反別 五畝^九三歩二合
筆数 十四

矢ノ下 反別 六反四畝十四歩
筆数 三十五

キンズイ 反別 九反十四歩三合六勺
筆数 七十一

中瀬向 反別 七町七反四畝六歩一合五勺
筆数 百八十

南町田 反別 七反六畝十五歩八合一勺
筆数 五十

一本松 反別 弐町五反五畝廿九歩
筆数 六十一

向惣根 反別 五反九歩
筆数 十五

惣根 反別 壹町一反六畝十九歩
筆数 三十八

神宮後	反別	三反九畝廿三步四合貳勺
	筆数	三十
町池	反別	壹町六反四畝五步五合六勺
	筆数	百四十七
岩崎	反別	七反五畝九步六合貳勺)
	筆数	八十五
石田	反別	五反壹畝□六步貳合
	筆数	四十五
永町	反別	壹町□畝六步五合□勺
	筆数	八十四
横田	反別	壹町二畝拾八步六勺
	筆数	八十二
横田道南	反別	貳反四步五合六勺
	筆数	十四
番上	反別	壹町六反四畝十貳步貳勺
	筆数	八十七
堂面	反別	壹町八步八合八勺
	筆数	百十二
ミエ拂	反別	壹反四畝拾八步
	筆数	十六
トリカイ	反別	貳反壹畝廿步壹合貳勺
	筆数	廿八
三反町	反別	四反貳畝十四步三合
	筆数	三十四

根横田	反別	三反八畝八歩六合八勺
	筆数	三十六
桜下	反別	六反七畝拾五歩四合五勺
	筆数	九十四
中堂下	反別	貳反貳畝十一歩阿七合六勺
	筆数	十八
二反田	反別	三反四歩七合八勺
	筆数	十八
竹ノ下	反別	貳町廿一步八合
	筆数	百十四
中堂下	反別	六畝三歩六合四勺
	筆数	五
吹上	反別	五町壹反十一歩壹合
	筆数	百六十
狭間	反別	壹反七歩四合
	筆数	九
吹上狭間	反別	貳反貳畝□七歩貳合八勺
	筆数	三十二
榎下	反別	貳反四畝廿壹歩貳合
	筆数	五十
根本	反別	壹町八反七畝十三歩三勺
	筆数	百四十一
牛込	反別	一町貳反六畝貳歩七合四勺
	筆数	三十二

前坏	反別 三町七反一畝五歩五合 筆数 貳百六十□
扇ノ根	反別 壹反七畝廿三歩貳合 筆数 六
西扇根	反別 六畝六歩 筆数 二
新物	反別 四町三反九畝十八歩四合 筆数 百一
巾門	反別 五町一反 貳畝九歩六合 筆数 百貳拾五
尼ノ面	反別 三町三反一畝六十九歩六合 筆数 八十三
七釜戸	反別 壹町貳反三畝十一歩六合 筆数 三十三
原山	反別 壹反七畝□六歩 筆数 一
釜方	反別 八畝七歩 筆数 一
白根尻	反別 四町六反七畝四歩七合五勺 筆数 百五十一
カキ面	反別 五反貳畝五歩六合 筆数 廿四
ハツケ峰	反別 三町四反五畝十三歩三合貳勺 筆数 百三十三

関口	反別 三町七畝拾八歩 筆数 四十九
大洗境外	反別 貳町□反六畝□歩六合 筆数 三
大洗下ヨリ 大貫村境迄	反別 四町七反六歩 筆数 一
大洗下	反別 四町八反三畝廿歩四合 筆数 十一
東光臺	反別 十三町七反貳畝四歩 筆数 十四
原	反別 三十三町貳反貳畝？ 貳歩五合 筆数 三十六
北雑物	反別 貳町三反六畝七歩 筆数 廿四
向坏	反別 壹町四反四畝十五歩九合四勺 筆数 九十二
後坏	反別 貳町六反四畝歩貳合五勺 筆数 貳百七十七
坏	反別 貳町四反六畝九歩七合貳勺 筆数 貳百五十一
新江	反別 九反貳畝三歩 筆数 四
坏川端	反別 壹町六反三畝？ 歩六合 筆数 十二

古新田	反別 一反四畝拾八歩 筆数 一
恵明院脇	反別 〇町貳反六畝九歩九合 筆数 百廿八
祝町西裏	反別 一反一畝十五歩 筆数 一
清水沢	反別 八反四畝十五歩 筆数 一
清水沢臺	反別 四反三畝三歩五合 筆数 十三
岩船山	反別 十七町五反七畝廿貳歩五合 筆数 二十
小苗沢臺	反別 一町八反六畝廿九歩貳合 筆数 四十八
地藏谷	反別 八反貳畝壹歩四合四勺 筆数 二十七
小鍋沢	反別 一町八反四畝九歩三合 筆数 二
小苗沢前	反別 壹反貳畝廿歩 筆数 五
小苗沢	反別 一反八畝拾歩三合 筆数 五
池	反別 壹反四畝十三歩六合 筆数 三

池ノ端 反別 四反九畝廿貳歩三合
筆数 十五

ドンドン山 反別 四町五反三畝壹歩
筆数 四

西町 反別 七反拾七歩五合五勺
筆数 一

馬場 反別 三反九畝廿四歩
筆数 十三

西裏 反別 三反五畝廿九歩
筆数 十三

祝町西町 反別 三畝拾壹歩
筆数 二

船渡シ 反別 八反九畝廿六歩
筆数 四

西側 反別 一町七反八畝五歩九合
筆数 五十二

東側 反別 貳反四畝拾壹歩
筆数 八

東裏 反別 壹町六反四畝廿壹歩三合
筆数 五十七

東裏浜側 反別 一反五畝拾七歩
筆数 十四

濱側 反別 壹畝拾六歩
筆数 壹

松原	反別	八畝拾貳歩	筆数	壹
大洗	反別	六町七反六畝拾四歩	筆数	壹
濱釜	反別	四拾町九畝拾歩	筆数	壹
大洗下ヨリ 箱磯ニ至ル	反別	貳町貳反歩	筆数	壹
箱磯ヨリ 出淵ニ至ル	反別	拾貳町六反六畝廿歩	筆数	二
ヲタレ	反別	拾町六反六畝拾歩	筆数	壹

註：「字地」については、別紙「解説17 字地」をご参照ください。

林藪地

八反田	林	貳畝八歩	筆数	壹
芳際脇	林	三畝拾九歩	筆数	壹
磯鼻	林	六畝九歩	筆数	壹
諏訪	林	貳町歩	筆数	壹
民明	林	壹反五畝拾歩	筆数	壹
見付久保	林	拾六町一反七畝八歩	筆数	拾
宮田	林	八畝拾六歩	筆数	壹
原山	林	壹反七畝拾六歩	筆数	壹
大洗境外	林	貳町六反拾貳歩	筆数	壹
東光臺	林	六町九反六畝四歩	筆数	壹
原	林	廿八町八反貳畝廿貳歩	筆数	壹
二葉町	林	壹反七畝貳歩	筆数	壹
後坪	林	九反四畝拾七歩	筆数	壹
祝町	林	貳反拾貳歩	筆数	壹

祝町西裏	林	壹反一畝拾五歩	筆数	壹
清水沢	林	八反四畝拾五歩	筆数	壹
岩船山	林	九町七反四畝拾壹歩	筆数	二
岩船山	藪	九反七畝廿貳歩	筆数	壹
小苗沢	林	壹町八反三畝歩	筆数	壹
池ノ端	林	六畝貳歩	筆数	壹
ドンドン山	林	貳町六反六畝拾歩	筆数	壹
大洗	林	六町五反六畝拾四歩	筆数	壹

原 野

所 在	茨城県常陸国東茨城郡磯浜村
所 属	五筆
段 別	廿五町五反一畝廿三歩
形 状	荒蕪ノ地ニシテ質不良
生 産	無之

参考

芝地	反別	拾六町四反八畝廿五歩
萱生地	反別	壹反貳□歩
藪地	反別	九反七畝拾貳歩
芝地	反別	七町八反壹畝廿六歩
墓地	反別	壹反貳畝貳拾歩

林 藪

所有	字	等級	官民	段別	主用
全	八反田	一等	民林	貳畝八歩	材用
全	芳際脇	一等	民林	三畝廿九歩	材用
全	磯鼻	四等	民林	六畝九歩	目標
全	諏訪	○	官林	貳町歩	目標
全	民明	二等	民林	壹反五畝拾歩	薪用
全	見付久保	五等	民林	拾六町一反七畝八歩	防風及材用
全	宮田	五等	民林	八畝拾五歩	防風用
全	原山	四等	民林	壹反七畝拾六歩	防風用
全	大洗境下	○	官林	貳町六反拾貳歩	禁伐林

全	東光臺	○	官林	六町九反六畝四歩	無立木
全	原	四等	民林	廿八町八反貳畝拾六歩	耕田用
全	？町	一等	民林	壹反七畝貳歩	防風用
全	後坪	五等	民林	九反四畝拾七歩	全
全	祝町	○	官林	貳反廿貳歩	目標
全	祝町西裏	一等	民林	壹反一畝拾五歩	薪用
全	清水沢	○	官林	八反四畝拾壹歩	○
全	岩船山	○	官林	九町七反四畝拾壹歩	○
				内反別八反六畝拾一步 二等 民 薪用	
全	小苗沢	○	官林	壹町八反三畝歩	○
全	池ノ端	○	官林	六畝貳歩	○
全	ドンドン山	○	官林	貳町六反六畝拾歩	目標
全	大洗	○	官林	六町六反六畝拾四歩	目標
	磐船山	三等	民藪	九反七畝拾貳歩	薪用

合計 反別 八拾壹町貳反三畝十三歩

本籍年齢

五年未満	男	三百 〇四人	
	女	貳百九十三人	合計五百九十七人
五年以上	男	四百 廿人	
	女	四百三十一人	合計八百五十一人
十年以上	男	四百 〇七人	
	女	三百八十九人	合計七百九十六人
十五年以上	男	三百三拾三人	
	女	三百 拾貳人	合計六百四十五人
廿年以上	男	貳百八十貳人	
	女	貳百六十一人	合計五百四十三人
廿五年以上	男	三百人	
	女	三百廿貳人	合計六百廿貳人

三拾年以上	男	三百廿三人	
	女	三百四十七人	合計六百七拾人
三拾五年以上	男	貳百八拾九人	
	女	貳百六拾九人	合計五百五十八人
四十年以上	男	貳百八拾貳人	
	女	貳百五十貳人	合計五百三十四人
四十五年以上	男	百八十三人	
	女	百七拾三人	合計三百五十六人
五拾年以上	男	百七拾人	
	女	百六拾九人	合計三百三拾九人
五十五年以上	男	百九十五人	
	女	百九十人	合計三百八拾五人
六拾年以上	男	百三拾貳人	
	女	百三十四人	合計貳百六十六人
六十五年以上	男	七拾八人	
	女	百十四人	合計百九拾貳人
七十年以上	男	四十九人	
	女	六十一人	合計百拾人
七拾五年以上	男	七十三人	
	女	四十五人	合計百拾八人
八拾年以上	男	六人	
	女	十貳人	合計 拾八人
八拾五年以上	男	三人	
	女	貳人	合計 五人

九十年以上	男	0人		
	女	0人	合計	0人
九十五年以上	男	0人		
	女	0人	合計	0人
百年以上	男	0人		
	女	0人	合計	0人
年齢不詳	男	0人		
	女	0人	合計	0人
総計	男	三千八百廿九人		
	女	三千七百七拾六人	合計	七千六百〇五人

註：「本籍年齢」については、「解説20 人口」をご覧ください。

生死及就籍除籍

出生	男	六拾七人		
	女	四拾八人	合	百拾五人
就籍	男	壹人		
	女	0人	合	壹人
計	男	六十八人		
	女	四十八人	合	百拾六人
死亡	男	百 四人		
	女	八拾三人	合	百八拾七人
除籍	男	0人		
	女	0人	合	0人
計	男	百四人		
	女	八拾三人	合	百八拾七人

神 社

大洗神社

所 在 茨城県常陸国東茨城郡磯浜村

坪 数 壹萬三千八百三拾六坪

祭 神 大己貴命 少彦名命

社 格 国幣中社

創立歲月 齊衡三年十二月

祭 日 九月九日

氏 子 千七百六拾九戸

末 社 貳拾

現在宮司 宮司 田中秀實

若クハ祠官ノ名 ○

説

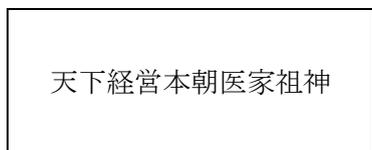
大洗磯前神社ハ磯浜村字大洗 地所押書ニ依レハ 社地壹万六千八百九拾貳反^ハ
境内古松繁茂シテ 東端大洋ニ瀕シ 頗ル風致良ク 東京其他続々参拝ノ人 殊ニ夏
氣多シ 涼風避暑ニ適スル故ニヤ

常陸国ニ廿八社ト云アリ 其上ニ大七座ト云アリテ 大洗神社ハ其一ナリ 御維新ノ際
県社ニ列セラレ 其後祭日幣帛料御寄附在 更ニ国幣中社トナル

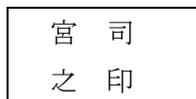
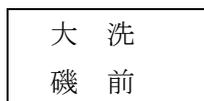
御維新前 社職大宮司ト称スルモノアリテ 氏子ハ勿論信仰ノ者ニ対シ縁起ト称シ擦
物一軸ヲ付与ス 今ハ其板木ナシト雖モ 氏子中ニ之ヲ所蔵シテ崇敬スル者多シ 文義
ノ中不完全ノ感ナキニアラズト雖モ 参考ノ一助トモナランカト 左ニ叙ス

大己貴命 二神勳力一心経営天下 為大君□ 及畜産
大洗磯前 定療病禁压之方法 前世蒙恩頼 号大
少彦名命 国玉神 以為国土 齊衡三年怪石新現
神憑人云 吾是大奈母智少彦名神也 昔
此国造 去往東海 今為齐民復歸 其神石
償然今尚存ス 建祠祭之 以為式内明神
恭惟之功顕 赫□□氏寿域□以仰□□
仰□敬□則再帰淳素□古風焉

大己貴命トアル肩ニ □防ノ如キ印アリ 篆高ニテ朱字ナリ



又「淳素□古風焉」トアル下ニ 上ハ篆高ノ朱字 下ハ篆高ノ白字



縁起ト為スベキ書ハ 往昔水戸三代領主綱條卿儒臣安積覺(淡泊先生)ニ命ジ式卷ノ書ヲ
本社ニ納ム 一ハ漢文ニシテ 一ハ和文ナリト 其首趣和漢共ニ同一ノモノナリト云伝フ

大祭 旧曆八月朔日
全九月廿五日 例年境内相撲アリ 天保ノ凶年ニモ執行アリト 今尚ホ執行
ス
九月九日ハ国弊中社トナリ 定メル所新曆ヲ以テス

寺院

西福寺

俊明山 西福寺坊
無量寿院庵
所 在 茨城県常陸国東茨城郡磯浜村
坪 数 八百九拾坪
宗 派 天台宗
寺 格 七等寺
開基人名 源信僧都
開基年月 寛弘四丁未年十月
末寺院 ○

説

元治之子年国難ノ節 兵燹ニ罹リ 本堂及其他ノ構造 為悉ク灰燼ニ帰シ 爾来苦慮スト雖モ 再興ノ挙ナキテ 遺憾ナリト 百般奔走尽力スル事 尠カラズト雖モ 其機ノ茲ニ至ラザルモノト 思料スルノ外ナシ
祖先ノ靈魂ヲ弔寺院ニシテ 焼亡以降 掘立小屋ニ 本尊ヲ安置

雑

古伝ニ曰 本県東茨城郡島田村ヨリ移転セシト 其實否如何 依テ其年月ノ不詳 干峇考ルアリ 島田村ニハ檀家アリ 又本寺所有ノ田地アレバ 夫等ノ点ヨリ 云フトニアラズヤト

寺院

願入寺

磐船山 願入 寺坊
恵如 院庵
所 在 茨城県常陸国東茨城郡磯浜村
坪 数 貳千□百七拾六坪
宗 派 真宗大谷派
寺 格 本願寺連枝
開 基 洛陽大谷本廟二代目如信法主
開基年月 弘安七申年七月
末寺院 ○
現住ノ姓名 二十三世 大網勝芸

説 元治ノ子年 国難ニ遭遇シテ 本堂ハ勿論 其他ノ構造悉皆烏有ニ帰ス 爾来漸次ニシテ仮本堂ヲ出来ルモ 僅ニ法務ヲ採ルニ 先以足りトス
本山ハ由緒確實ニシテ 現ニ当主ノ母ハ 水戸家連枝松平播磨守（旧当国府中ト云フ 今石岡 高壺万石）ノ息女ナリト伝ヘ 当主ノ妻トシテ水戸源烈公ノ姫君□スル事アリ（不日不縁トナル）

雑 当寺ハ水戸家二代贈大納言光圀卿（義公） 悉ク御世話アラセラレ 堂守ハ勿論寺守 広ク家老用人等アリテ 堂務ヲ採リ 公用ニ係ルモノ・書籍ヲミルニ イヅレモ□□家老ニシテ 水科新介トアリ
時勢トハ云ヘ 今ハ当主百般寺務ニ関涉シテ 平々凡々タル如シ 何レノ日歟 再興ノ日ヲ俟ベシ

兵火ニ罹リ 悉ク焼失セシモ 本地ハ源義公ノ転居セシメタル 自筆ノ証書今尚存
在セリ 後日 再興ノ証トシテ 最モ鄭（丁）重ニ保存スベキモノナリ
即チ左ニ録ス

「奥州白河郡大網村願入寺ハ 如信上人之草創也 正安元年 如信還自洛途 偶嬰病
暫留常州久慈郡金沢村 而療焉 明年正月四日寂 遂葬于金澤 爾来子孫奕葉居于
大網 文安中 八世孫如慶避国乱 而遷居常州那珂郡大根田 至第十五世如了移同
郡菅谷村 十二世如正營寺院於久米村

嗚呼如信實親鸞之嫡孫而一宗之正統也 雖然奥常二州本邦之東偏而 大網久米又
一州之僻地也 故来詣者常寡 施親者亦少今至

如高都十五世 寺院歳荒堂宇月壊余傷 其嫡流之衰微而相攸于 茨城郡宮田村岩
船新造寺宇 施与田園三百石 内分百石永充如信墓所守戸

延宝乙卯夏五月 □日

源光圀拜

如高上人

獅子座下 』

茨城県常陸国東茨城郡磯浜村

一 段別 四百六拾四町六段四畝参歩壹合参勺

此譯

官有地段別 百六拾五町五段四畝廿参歩貳合九勺

内 神地段別 四町六段四畝拾七歩 第壹種

内 国幣中社 段別 四町六段壹畝拾六歩

小社 段別 参畝 壹歩

段別 貳拾歩 第貳種

内 警察交番所敷地段別 貳拾歩

段別 百五拾九町八段廿歩貳合九勺 第三種

内 林段別 参拾貳町九段六畝拾参歩

内 用材林段別 二拾壹町七反九畝廿一步

雜木林段別 貳町歩

防風林段別 九町一段六畝廿二歩

芝地段別 拾六町四段八畝廿五歩

萱地段別 壹段二畝歩
 川段別 廿八町壹段拾八歩五合
 溜池段別 壹町四段壹畝參歩
 溝渠段別 參拾九畝五歩參合
 道路段別 拾四町四段五畝九歩四合九勺
 内 參等県道段別 二町參段參畝壹歩二合九勺
 一等里道段別 六段參畝四歩二合
 二等里道段別 壹町二段九畝六歩四合
 三等里道段別 拾町一段九畝七歩六合
 宅地段別 二段五畝廿六歩
 砂地段別 六拾參町一段二畝八歩
 河岸地段別 二畝廿七歩
 内 物揚場段別 二畝廿七歩
 塚地段別 壹町五段參畝廿九歩
 内 名勝地 貳歩
 旧藩主烈公ニ此ノ景色ヲ賞シ 一首ノ歌ヲ石ニ刻シ
 立テ云フ 子ノ日ノ碑ト今尚現在ス
 旧跡地段別 拾歩
 旧藩主烈公磐船夕照ノ四字ヲ 石ニ刻シ立ツ
 今尚現在ス 水戸八景ノ其ノ一ナリ
 土取場段別 七段六畝歩
 崖地段別 壹段五畝六歩

 段別 壹町八畝廿六歩
 内 寺院敷地段別 壹町八畝廿六歩

一、民有地段別 貳百九拾九町九畝九歩八合四勺
 内 段別 貳百九拾六町九段五畝廿六歩八合四勺
 内 田段別 參拾九町五段八畝拾壹歩
 畑段別 百六拾參町四段 四歩
 畦畔段別 二町五段五畝 拾歩八合五勺
 宅地段別 參拾町八段六畝 參歩
 内
 小学校敷地段別 壹段參畝廿九歩
 林段別 四拾七町六段參畝四歩
 内

	用材林段別	四拾七町五段六畝廿五歩	
	雑木林段別	六畝 九歩	
	藪地段別	九段七畝廿貳歩	
	芝地段別	七町八段壹畝廿六歩	
	溜井段別	六歩	
	砂地段別	四町參段六畝拾 歩	
	荒地段別	壹段二畝廿 歩	
	内		
	畑段別	壹段二畝廿 歩	
	内		
	段別	壹段二畝廿 歩	明治九年ヨリ十八年 迄十ヶ年季
	段別	貳町一段三畝拾參歩	第二種
	内		
	墓地段別	貳町 八畝拾參歩	
	内 埋葬地段別	貳町 八畝拾參歩	
	獸畜埋場段別	五畝歩	

戸籍法

御一新之際 明治四年四月 全国ニ御布達アリ 一般御改正ニ付 旧人別帳ニ不拘 現在正人別ヲ取調ル事ニシテ 譬へハ磯浜ノ人 大貫ニ住居スレバ 該地ノ戸籍簿ニ 登記スル方法ニシテ 洩處無之組織ナリ

依之 毎戸ニ付 調整落成シタルモノハ 明治五年五月ナリキ 全時ニ 逃亡律ヲ御施行アルアリテ 此地ニ住居セント欲スルモノハ 原戸籍役場ヨリ 送籍状又ハ寄留届書ヲ 携帯スル事ナリ

九十日間ニ 其ノ手續ヲ履行セズ 日限ヲ経過スレバ 放逐セラル 適住居以来廿四日ヲ経過スルモノアレバ 警察官之ヲ告発ス 即チ本人換セラレテ 逃亡律ニ照シ 重禁錮ニ処セラル

茲ニ至リテ 哀訴歎願スルモノハ 妻子在活計ノ途アリ 罪ヲ償フルニ金六円ヲ以テス 許可ナリテ原籍ニ記入シ 判然タル住民ノ資格ヲ有ス

回顧スレバ明治九年ノ変ナリ 本村ハ農漁場ノ家業ニ就キ生計ヲ立ルノ地ナレドモ 漁業ヲ専務トス 依リテ本村ハ勿論 他国ヨリ稼ト称シテ 入来者殆四千ノ人口アリ

改正戸籍法ヲ 嚴重履行セントスレハ 其手續ニ困難シ 其漁夫ノ欠亡ヲ告ンハ目前 廃業ノ街ニモ立至ランカト 頗ル苦慮焦心 警察官ニ理由ヲ陳述シ 且 実施ノ方法ヲ上 申セシニ 許可セラレヌ 先頃磯浜・湊・平磯ノ三ヶ浜ニ 施行セントスルトキ 明治十

一年逃亡律廢止セラレテ遂ニ止ミヌ

明治十三年戸籍簿 理由記入スル變受ケ 故ニ反故ノ如シ 且ツ 正人別取調べノ際 磯浜ノ人大貫ニアリテ 全所ニ記載セントスレハ 本人曰磯浜ニ現在籍アルヲ以 登録スルニ及バズト云 依テ大貫ニ記載セズ 磯浜ニテハ正人別取調べ法ニヨリ 大貫ニ記載スベキモノトシ 遂ニ洩落セシ者 十ヲ以テ数フルニ登至レリ 之レ悪意法蔽ノ事ニハアラズシテ 誤用ナレバ 官ニ乞フテ登記スル事トナリ 戸籍簿ヲ更正セリ

明治十八年戸籍簿書籍改正アリテ 従来ノ戸籍簿ヨリ 式ニ倣フテ謄写ス 今用ユル寫ノモノハ是ナリ 遠近ハ想定スル能ハズト雖モ 何レノ日敷改正又アラン事ヲ 想像スルノミ

大洗神社境内

明治七年八月 新治県中属小松崎正家、山崎峻（少属） 地租改正係主任者トナリ 大洗神社境内測量アリテ 帰庁ノ上図面ヲ以示サレタリ 升ハ空隙ノ所ト随分ノ山林悉皆境外トナル 大ニ苦慮心痛セリ

本邸ハ他ト異ナリ 海漁専務ノ土地ニシテ 神山急遽境外トナル以上ハ 皆我ニヨリ 伐採ナキニシモアラズ 然ハ海上ノ目標ヲ失フ恐レアリ

境外御払下出願許可ヲ賜ワリ保存セント云アリ 或ハ悉皆境内ニ哀願セントスルアリ 該目的不定一 頻リニ動揺スレバ 御用序ヲ以 副戸長出張ノ節 主信者ニ□□ヲソエ 歎願セシニ 資料等不都合ノ次第ナリト理解セラレテ 閉口帰邸ス 爾後船持一同予ニ出願ノ為 出頭ノ事ヲ迫ル

依テ序ヲ以テ此事ヲ陳述スルニ 主任者立腹ノ体ニテ 明日出頭セヨトアリ 翌日出頭スレバ□□所ニ於テ 地租改正係主任小松崎正家・山崎俊・戸籍係水野頼明・社寺係田中達雄ノ四名列席ニテ 大洗神社境内藪倒木ノ義在テ然アルヤ 具ニ申立ヨトアルニ對シ 磯浜ハ農漁者ノ生活トハ申者 海漁ヲ以專業トス 該海漁ニ付テハ神林之前姿ナル由縁アレバナリ 今回境外トナレバ 伐採相成共磯浜ニ於テ 苦情ヲ唱フル能ハズ 歎願ニ及ブ所以ナリ

主任者憤怒ノ色アリ 曰 五十鈴川ノ水上ニアリテ 斧ノ入シニアラズヤ 大洗境外ニ斧ノ入シ逆奇ナリトスルヤ 予曰 五十鈴川ノ水上ハ 斧ノ切分ナリヤ不□ 磯浜ニテハ殊ノ外迷惑ナリト

主任者曰 何様ノ迷惑アリヤ 予曰漁船ノ海中ニアリテ 目途トスルモノ 山林ノ外ニナシ 山林伐採スレバ目標ヲ失フ 少シク伐取モ形容ノ變更ニ当村ノ迷惑受ケシト云 願クハ伐採セン事ナリ 其続永年保存セン事ヲ願フト云

主任者強激シテ 自分勝手ノ申分ナラズヤ 神官ニ於テモ指支ヘナシト云 予曰 神官ニ指支ハアルマジケレドモ 前申上タル如ク漁夫ノ生命ニ緊渉スレバナリ

社寺係田中重雄曰ク 漁夫ハ何名位アリヤ 予曰凡式千ニ垂トス 戸籍係曰 皆原籍ナルヤ 予不知 原籍ハ其三分ノ一ナラン 他ハ今日アリテ明日不在ノ者多シ 然ハ其理由ヲ認出願セヨ 篤ト協議スベシトアレハ 予所思此書タル後日ノ証拠トナルベシト 三四日ノ猶予ヲ乞フ

許可セラレヌ々夜 一官員拙宅ニキタリテ曰ク 当ノ□□ハ余リ変ナリ 君ガ申立ハ届クベシ 然ルトキハ主任者ハ不取調ノ儘ヲ以 進退ヲ伺フニ至ルベシ 君当氏ニ対シ遺志遺恨アラザルベシ 明日出頭スレバ必ス穩当ナルベシト忠告スレバ 謝シテ帰シヌ

翌日出頭穩当ノ對話ヲ為ス 既ニ退庁セントスルトキ 田中重雄拙宅ニ立寄吳ヨト承諾セリ 田中氏ヲ暫時俟ツ 戻リ来リテ直ニ上座ニ被誘□召シテ座ス 田中氏曰ク 昨日ハ絶対頗ル愉快ナリキ 凡二千ノ漁夫生命緊渉スレハ 逆意氣組感心セリ 然ルニ本日ハ不然 何故ニ変心セシヤト 予曰ク 変心ハ毛頭不致 田中氏不□□量叱□ 一官員ノ忠告アリシヲ述フ 田中氏其忠告ニ心ヲ變ズベカラス 官吏ノ一名ヤ二名進退ヲ伺フトモ不得止事場合 式千ノ漁夫ニ換ユベキニアラズト 終ニ別レテ拙宅ニ至リ 翌日帰村セリ

乍恐以書附奉懇願候

第三大区小十区 鹿島郡磯浜邨

大洗神社旧境内 先頃御改正御檢分ニ付 現境内□取□□相成□□ 境外之立木ヲ私シ伐木ニモ相成□□人命ニ緊渉シ□ 目度失ヒ 為ニ当邨内漁業船主水夫然□□ヲ□し 今日□□伐木□御□告も□□刻 大挙し諄説ニ動揺し謂□言分□付□□□□□□ 来也ト申ハ

当邨漁家凡百三拾戸 漁船五百艘近ク 船乗人員凡千七百 漁業活計ノ港唱ル處 大洗神社山林之義ハ 海上ノ目度ニシテ出入ニ觀矩 白昼ハ更ナリ 絶晴折輩然ト相頭 方位ヲ失フ事トナク 信心弥増 夫カ為 漁魚ノ最初ナルヲ献魚トシ 戻船上陸ノ節直ニ社前ニ供奉ス 誰為スト無ク邨風ト相成ヤ度

暴風逆波之都度 □□□□□場ハ 其時ニ目標タルハ □象化□□□ 漁船未明ニ出航シ 還浜ハ天日ト共ニ觀ル在リ

大沖ヨリ 起る時ハ 風航且艫押切テ 逃走戻リテ 難ヲ避ル事在リ 汀ヨリ逆波起ルトキ 浜海一面ノ白波 方位ヲ探ルノ度モ無シ

時ニ当リ 予目推考シ 陸上之船主等 旧境内□□□□ (字センガミ) 泉上ナラント云フ所ニ於テ 火ヲ揚ル時ハ 其火ノ煙 社林ニ副テ高ク登リ 大沖ヨリモ 判然目度タル由 危急ヲ免レテ 社前之渚ニ辛キ命ヲ拾フト云リ

又出船シ 漁夫□年苛来 勉励シテ 暴風悪浪ノ起ルヲ □□時アリ 之レ海岸ヨリ起ルモノナリ 然ル時ハ 陸ヨリ□ヲシラスルニ 社林之境界タル (字草焼) ト云所ニテ火ヲ掲ケテ見スルナリ 是海岸ノ逆浪悪敷 戻船之不成歟

神山ニ輝キ登リ 大沖ニ□□ヤ 此火ヲ目度ニシテ □平瀨ノ方位ニ向ヒ 東西南北ノ別ナク 怒濤之間ニ苦慮シ 浪ヲ避漂流スル 閃然譬ルニ物ナク 北方ノ浜ニ里程十里或ハ二十里在之方ニ漂着スル在リ 南方銚子ニ入港スル在 波ヲ凌テ (センガミ) ノ火ニ助命セラルル在リ 社林之漁夫ヲ救フ一歳ノ中ニ数アリ

伐木ニ相成時ハ 火ヲ揚ル共 社林ニ副ノ事ナク 煙左右ニ散乱シ 大沖ニ伝信スル不能 又大洗神山ニ傍立スルノ山林ハ 勿論当村ノ目途トスル 聊モ先ノ事 湊村ニテモ皆然リ 事実ニ承リ江候共 其証ヲ不知

依テ本日 上船 海中ニテ神山ノ略図三枚写取□□□□ 漁船水夫□□□唱ル義相違無シ 小樹ニテモ 伐木相成ルハ 其形ヲ変ジ 目途ニ違フノ義ヲ以テ 動揺モ難測

???

何卒寛大之思召ヲ以 漁家之

御許可 者漁夫ハ家業ヲ保テ 村役人之端々迄 難□□□存□ □□□□以聞召 願意御聞届伏テ奉懇願候 以上

明治七年戌十一月十一日

本村

副戸長

鈴木富蔵 印

□□□□ 印

鈴木□□ 印

川上清吉 印

右願書ニ対シ 何等ノ御指令ハナクシテ四五日経過スルト 新治県属増山忠道来リ更ニ 檢分 方向ヲ換ヘ 従来ノ神林三分ノ二境内ニ混入セリト 境内図面変更アリタリ 予日 蓋予申上ノ通ニテ 境外伐採アラハ□□□□□申ト □官日□□伐採ナカルベシ 譬ヘ木材入用アルモ 他ニ良木ノ数多アレハ 勿テ伐木スル事ナシト 聽是予モ安心セリ

長 川上□□□
組頭 鈴木新七 (以下9名省略)

明治七年甲戌十一月調整 新治県管轄常陸国鹿島郡磯浜村旧□官上地□戻貢租帳
戸長 古渡理平
副戸長 鈴木源吾 上沢壮吉

明治七年着手 地租改正ニ付田畑宅地調整□八十年ニシテ 之レカ土地台帳製作ニカカ
ル

常陸国東茨城郡磯浜村
副区長 田口秀實
戸長 古渡理平
副戸長 鈴木源吾 (以下8名省略)
御雇 田口□□外数名

町名改正ノ理由

印 書面願上趣聞届候事

九年四月十九日 茨城県印

乍恐以書附奉願上候

第一大区十三小区 鹿島郡磯浜村

先般以書附御伺奉申上候 当村町名改唱之義 小村一同ニテモ 遂協議見返シ 更□縮
図旧図□□□□旨御指令召シ候ニ付 正副戸長ハ勿論小村一同衆議ノ上□□仕絵図□□
□□

村中ノ本町三ツニ分割シ 日月星ニ象リ 一ヲ日出ノ地方ナルヲ以為旭町自壺町目五町
目 二ヲ月ニ抛リ 桂輪・桂魂・桂影等ノ熟字之アル由ヲ以為桂町自壺町目至五丁目 三ヲ
星ニ依リ 地方南ニ偏スル謂ヲ以テ 南極星ノ称老人星又名壽唱又壽星モ之有アル由為壽
町自壺丁目至四丁目

旧呼称明神町上宿ヨリ旧式丁目上宿迄ヲ 地所大洗神社境内松樹之緑葉ニ連続仕リ 後
者為緑町自壺丁目至五丁目 又旧呼通町浜通ヨリ至髭釜町沙漠之地 追ル関ヶ為街衢以テ
為砂町自壺丁目至五丁目 旧伝祝町ハ由緒在之由申伝衆議モ一同シ 従前ノ名称其儘相用
自壺丁目至三丁目

原新田ト唱呼スル地ハ荒蕪之原野 当邨農古渡□□改古渡藤四郎 此地ニ独住シ 嘉永六癸丑年九月元水戸領ノ節 郡宰金子孫次郎御檢分アリテ 同年十月式日至テ採鋤ス 地味不定一層斗 俄ノ功績顕然志テ 家扶助ノ活計ニ足ル 然ル為 同志ノ者勉励 戸数至二十 逐日繁殖ノ形勢アリテ 此地以○町ト改称 弥増繁盛ヲ祝賀ス

註：「○町」の○には、扁（へん）が「女」で旁（つくり）が「而の下に大」の字（読みは「ふたば」）が入ります。

合町名七拾八町 随テ戸籍帳簿モ 原籍寄留ノ別ヲ正シ 何町何町目ト仕候得者 格別見安ク 搜索ノ手数ヲ省キ 且 水夫蠶婦暗昧愚鈍ナル者 我家ニ揭示ノ審□姓名スラ読不能ノ者 人ニ依テ□之ノ念ナリ □然□過□

從町名覚悟度得者ハ郵送ヲ始メ 遠隔ノ地ヨリ来訪探索便宜ノ地ト可相成奉存候 然雖其名称ハ 無智鈍才之我之所撰ニテ 拙劣慚愧ノ際不尠存候間 乍恐奉蒙 難有奉存候 依テ正副戸長始メ一同衆議之上 連印ヲ以願上候 早速何分ノ御指令奉拝戴度 偏奉懇願候 以上

右村

小前総代

小松崎大次郎 （以下9名を省略）

村用係

関根半七 （以下20名を省略）

副戸長

鈴木新七 鈴木富藏 浜野□作 鈴木□□□ 川上清吉

自己紹介

誌料編輯有志賛襄者

茨城県常陸国東茨城郡磯浜村

古渡 理平

身分

水戸郷土国難ニ際会シ 父ト共ニ避ケテ 他国ニ在ル

殆ト六年 後帰村自首シテ 平民籍ニ編入セラル 従来ノ業務ニ就ク

履歴

天保六乙未二月四日生 七歳ニシテ母ハ病死ス 十三歳ノトキ 十一月十日 本

県鹿島郡鉾田村 伯父渡辺□兵衛ノ商店ニ移居

商法ヲ見習 廿七歳ニシテ家督相続ノ為メ帰宅 商法一途ニ従事ス 元治之甲子八月 水戸士民鬭争ノ為 父ト共ニ難ヲ避ケ 本県行方郡五町田村ニ潜居 全年十一月鎮定帰宅ス

明治元戌辰三月 水戸士民再鬭争 父ト共ニ脱走ス 東京ニアリテ 翌巳二月京阪ニ赴リ不果 駿河国有度郡大谷村ニ在ルハヶ月 爾後上総国山辺郡大網宿 町屋板倉三郎兵衛周旋ヲ以同地ニ借家 明治四年末八月十日父病死ス 爾後同郡北今泉村ニ移転ス 同六年一月帰宅 所轄新治県庁ニ自首 同年四月廿八日開店ス

回顧スレバ 父彦次衛門ハ 村吏勤務三拾四ヶ年ニシテ 他国ニ没ス 予ハ同年十月村吏トナリ 継続スルアリテ茲十四年